

平成27年6月29日裁決

## 主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を停止した処分の取消しを求めるということである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、血友病A(以下「当該傷病」という。)による障害の状態が、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる2級の程度に該当するとして、障害等級2級の障害基礎年金の支給を受けていた。

2 厚生労働大臣は、国民年金法施行規則第36条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出された、a病院・b科・A医師(以下「A医師」という。)作成の平成○年○月○日現症に係る同日付診断書(以下「現状診断書」という。)を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に掲げる3級の程度に該当し、国年令別表に掲げる2級の障害の程度に該当しなくなったとして、平成○年○月○日付で、請求人に対し、同月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 問題点

1 障害基礎年金は、受給権者が国年令別表に掲げる程度(障害等級1級又は2級)の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている。

2 本件の問題点は、現状診断書提出日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に掲げる障害等級2級の程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

## 第4 事実の認定及び判断

1 現状診断書によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

(略)

2 A医師作成の平成○年○月○日付診断書によれば、次のとおり記載されている。(略)

3 上記の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 当該傷病による障害により、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

(2) 認定基準の「第2 障害認定に当たつての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、

労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

そして、認定基準の第3第1章第14節／血液・造血管疾患による障害によれば、血液・造血管疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び症状の経過等（薬物療法による症状の消長の他、薬物療法に伴う合併症等）、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもので2級に該当するものと認定するとされている。そして、請求人の当該傷病による障害については、出血傾向群（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）に係る認定要領によってその程度を認定するのが相当であると認められるところ、出血傾向群による障害で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、下記のA表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表（これは現状診断書の一般状態区分表のアンイシオと同じ内容のものである。）のエ又はウに該当するもの、が掲げられている。

A表

区分	臨床所見
I	1 高度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているもの
II	1 中度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を時々輸注しているもの
III	1 軽度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの

B表

区分	検査所見
I	1 出血時間（デューク法）が10分以上のもの 2 APTTが基準値の3倍以上のもの 3 血小板数が2万/ $\mu$ l未満のもの
II	1 出血時間（デューク法）が8分以上10分未満のもの 2 APTTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 3 血小板数が2万/ $\mu$ l以上5万/ $\mu$ l未満のもの
III	1 出血時間（デューク法）が6分以上8分未満のもの 2 APTTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 3 血小板数が5万/ $\mu$ l以上10万/ $\mu$ l未満のもの

- (3) 上記1の現状診断書の記載から認められる本件障害の状態は、めまい、立ちくらみ、不眠、呼吸不全、ぜんそく様呼吸（気管支拡張剤使用中）の自覚症状があり、他覚所見は白血球及び血小板の検査成績の数値が高いとされ、臨床所見の疲労感、動悸、息切れ、関節症状、易感染性の自覚症状は「有」、他覚所見は出血傾向、紫斑が「有」で、一般状態区分は「ウ」とされており、また、上記2の診断書の検査結果の記載によれば、出血時間は8分20秒、APTTは72.2であることが認められ、これらの検査の性質に照らして、現状診断書の現症日当時もほぼ同様の数値であったものと考えることができ

る。そうであれば、本件障害の状態は、前記の出血傾向群による２級の例示に該当するものと認められるのであり、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に至っているものとして、障害等級２級に相当すると認めることができる。

- (4) 以上によれば、現状診断書提出日当時における本件障害の状態は、国年令別表に掲げる２級の程度に該当すると認められるのであって、これと異なる原処分は相当でないので取り消すこととして、主文のとおり裁決する。